

議案第 22 号

向日市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

向日市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 19 日提出

提出者

向日市議会議員 和島一行

賛成者

向日市議会議員 天野俊宏

〃 常盤ゆかり

〃 清水敏行

〃 福田正人

〃 山田千枝子

条例第 号

向日市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例

向日市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「広聴」の次に「、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要

	する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																																				
<p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、<u>広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加</u>等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td> <td>会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費</td> </tr> <tr> <td>研修費</td> <td>会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費</td> </tr> <tr> <td>広報費</td> <td>会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費</td> </tr> <tr> <td>広聴費</td> <td>会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費</td> </tr> <tr> <td>要請・陳情活動費</td> <td>会派が要請、陳情活動を行うために要する経費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費</td> </tr> <tr> <td>資料作成費</td> <td>会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費</td> </tr> <tr> <td>資料購入費</td> <td>会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために要する経費	会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費	<p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、<u>広聴</u>等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究研修費</td> <td>会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費</td> </tr> <tr> <td>調査旅費</td> <td>会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費</td> </tr> <tr> <td>資料作成費</td> <td>会派の行う調査研究その他の活動のために必要な資料の作成に要する経費</td> </tr> <tr> <td>資料購入費</td> <td>会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</td> </tr> <tr> <td>広報費</td> <td>会派の行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する経費</td> </tr> <tr> <td>広聴費</td> <td>会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を吸収するための会議等に要する経費</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費	調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費	資料作成費	会派の行う調査研究その他の活動のために必要な資料の作成に要する経費	資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	広報費	会派の行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する経費	広聴費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を吸収するための会議等に要する経費	人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
項目	内容																																				
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費																																				
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費																																				
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費																																				
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費																																				
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために要する経費																																				
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費																																				
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費																																				
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費																																				
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費																																				
項目	内容																																				
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費																																				
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費																																				
資料作成費	会派の行う調査研究その他の活動のために必要な資料の作成に要する経費																																				
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費																																				
広報費	会派の行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する経費																																				
広聴費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を吸収するための会議等に要する経費																																				
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費																																				

事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
------	----------------------------

事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費
------	------------------------------------